

## 米国の対中輸出規制強化に対する中国の対抗措置について

- 米国防衛関連企業・分野向けの全ての汎用品輸出を禁止
- 優位性ある鉱物資源輸出を対米原則不許可又は厳格審査
- 輸出管理法の再輸出規制の適用開始。今後適用類型が拡大し、国際サプライチェーンに大きな影響の可能性

2024.12.5

CISTEC 事務局

米国が先端半導体関連の対中輸出規制第三弾（2024年12月2日施行）を打ち出したことに対抗して、中国は、12月3日付で輸出管理条例等に基づく米国向けの両用品目に対する輸出管理を強化する旨発表した。

その内容は、以下の既報の通り。

[https://www.cistec.or.jp/service/keizai\\_anzenhosho/china/data/20241203.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241203.pdf)

概要は、

- ① 米国の軍事ユーザー向け又は軍事用途のデュアルユース貨物の輸出を禁止。
- ② 両用品目のうち、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬材料関連のデュアルユース貨物の米国向けの輸出は原則として不許可。
- ③ 黒鉛デュアルユース貨物の米国向けの輸出については、より厳格なエンドユーザー及び用途審査を実施する。

中国から米国向けの輸出に限らず、輸出管理条例に基づく再輸出規制のうち中国原産品規制が適用され、中国原産品を第三国から米国向けに輸出する場合も規制対象。

以下、留意点をまとめてみる。

鉱物（レアメタル）そのものの禁輸だけに着目した報道が目立つが、本件はそれにとどまらず、

- ① 鉱物を含む中国原産品目（技術を含む）を使って外国（西側諸国）で製造した製品についても中国当局の許可に係らしめる伏線となる措置であること。
- ② それによって様々な品目に関する国際サプライチェーンに混乱をもたらす可能性があること。

を十分に理解する必要がある。

中国輸出管理法・同条例の再輸出規制のインパクトを軽視すべきではない。

**■留意点1：輸出管理法に基づく再輸出規制のうちの一部（中国原産品目そのものに係るもの）が明示的に発動されたものであり、今後フルスペックの再輸出規制が適用された場合には、西側諸国からの再輸出に大きな制約がかかり、サプライチェーンに混乱をもたらす可能性大。**

- 中国輸出管理法の下位規則である両用品輸出管理条例が本年 12 月 1 日から施行された。そこでは、様々な懸念要素があるが、特に再輸出規制については、かねてからの日米欧産業界の大きな懸念材料だった。結果として、懸念は払拭できない内容となった。
- 以下の資料の「1.再輸出規制の新設」を参照。
  - ◎中国輸出管理法に基づく「両用品目輸出管理条例」が公布、12/1 施行（改訂 2 版）  
(2024.10.21/改訂 2 版同 11.15)  
[https://www.cistec.or.jp/service/keizai\\_anzenhosho/china/data/20241021.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241021.pdf)
- 両用品輸出管理条例が規定する再輸出規制は、米国 EAR と同様、次の三類型がある。
  - 中国外から特定の仕向地、特定の個人・組織に対して、次の各類型に該当する品目を輸出する場合に、関係事業者（国外の輸出者等）に、本規定を参照して実行するよう「要求」することができる、というもの。
  - (一)デニミスルール(価額ベースで、特定の中国原産品が一定割合含有・統合・混合)
  - (二)外国直接製品ルール (FDPR：中国原産の特定の技術等の両用品目を使用して製造)
  - (三)特定の中国原産品目（そのもの）
- 中国の法律事務所の解説では、米国 EAR と同様の 3 類型の再輸出規制を規定しつつも、米国と比べて限定されていることが強調されている。限定されているという意味については次のようなことが想定されているようである。
  - ・品目—特定の機微な品目のみが対象。
  - ・仕向地—全地域向けではない。
  - ・特定の組織・個人が指定される場合もある（第 13 条で商務部が指定する輸出禁止の組織・個人、②規制ユーザーリスト及び注視ユーザーリストに掲載された組織・個人である場合がある）。
- 今回の対抗措置は、上記のうちの（三）の特定の中国原産品目（そのもの）に関する規制だけであるが、これが（一）デニミスルール（二）外国直接製品ルールが適用されるようになると、許可対象となり得る品目が格段に広くなってくる。
- デニミスルールについては、今後定められる別途の規則で規定されると思われるが、中国の法律事務所の解説では、0%（1%）、10%、25%といった例を紹介している。この 0%（1%）というのは、米国がオランダの深紫外線半導体製造装置の輸出について適用した従前にはない異例の規制であり、米国原産品が価額ベースでわずかでも含まれている場合には規制該当とするというものである（米商務省 BIS の呼称は「デニミスルール不適用」。もともと、米 EAR では、米国原産リスト規制品目(シリア、北朝鮮、キュー

バ等向けの場合だけは米国原産品目)がわずかでも入っていれば、EAR 規制対象になるのが原則で、デミニミスルールは特則という位置づけになっている)。そしてこの「デミニミスルール不適用」は、今回の米国の第三弾の対中規制でも採用されている)。

したがって、これを中国当局も採用するとすれば、中国原産品が僅かでも含まれていれば、許可が必要ということになる。日本製品において中国産の鉱物、素材、部品等を使うことによって、その製品の日本からの輸出について許可を取るよう「要求」される事態が潜在的にあり得ることになる。

「特定品目に限定する」としているが、今回のような鉱物資源が特定品目になるのであれば、それを使った製品の範囲は極めて広がる。

○外国直接製品ルールについても、一定の中国産の技術・ソフト（及びそれらから直接製造された装置）から直接製造された製品についても、同様の事態となる。

○このような再輸出規制の濫用がなされることになれば、「脱中国」を加速させかねないため、限定的な運用がなされるだろうとの推測もあり得るが、今回の米国向け輸出・再輸出規制の内容が、対抗措置とはいえ強力なものだったことから、今後、第二次トランプ政権下で予想される米中間の緊張の一層の高まりの中では、更に再輸出規制の対象品目を拡大させ、先鋭的な武器化していくことが予感される。

○FT（フィナンシャルタイムズ）が、両用品輸出管理条例公布後に、次のように警鐘を鳴らしているが、今回の中国の措置は、「本格的な報復措置」の始まりとなる可能性がある。

・中国は現在、他国がとった措置に対抗する「反外国制裁法」と、自国の国益を損ねたとみなした外国企業を「信頼できない企業リスト」に載せる権限を有している。輸出管理法の拡大により、北京は、現代技術に不可欠なレアアースやリチウムなど、数十種類の資源の供給における世界的な優位性を武器化することも可能になる。  
・・・地政学上のリスクや米中貿易戦争を価格に織り込んでいるつもりでも、まだ織り込んでいない。なぜなら、中国はまだ本格的な報復措置を取っていないからである。」  
(以上、FT24. 11.14 付)。

○中国政府は、米国の再輸出規制の内容や適用動向を最新のものまで仔細に分析し、それを自国の制度・運用に反映しようとしている。米国政府による再輸出規制が同盟国・同志国にも大きな影響を与えているが、安全保障のベクトルが異なる中で、同じ規制を中国政府が行った場合を想定し、自社に関係する国際サプライチェーンに対する影響について分析し対応する必要がある。

■留意点2：米国の軍事エンドユーザー向け輸出は、「信頼できないエンティティリスト」制度、「反外国制裁法」等により、禁止・制限されていた。これに輸出管理法の規制が加わ

ることにより、日欧企業等と米国防衛関連企業との取引に制約がかかる可能性がある。

- 既に「信頼できないエンティティリスト」制度（掲載者は中国との貿易、投資、入国の禁止・制限措置等）や、反外国制裁法（掲載者は入国制限、資産凍結、中国国内組織等との取引・提携等活動の禁止等）に基づき、規制できるようになっていた。
- 最近では、台湾への武器供与に関与した米国防衛関連企業が反外国制裁法で制裁対象になり（資産凍結、入国制限がメイン）、更に「信頼できないエンティティリスト」にも掲載して中国からの輸出制限を行う例が目立ってきている。
- また、リスト掲載の米国防衛関連企業に中国原産品を供給した米国企業を問題視し、取引の内容の提出、「再発防止」策の策定等を求め、これを拒否すれば同リストに掲載すると警告する事例も生じていた。
- 最近の事例として自律型ドローンメーカー米最大手でウクライナ軍に製品を供給しているスカイディオ（Skydio）が、10月11日に、反外国制裁法により、中国企業に同社への重要部品の供給を禁じることを含む制裁措置に科された。重要部品で中国に依存しているバッテリーの調達が困難となったことが、大きなインパクトを与えた（バッテリー供給を止められた企業の中には日本企業の子会社も含まれると報じられた）。
- 上記状況については、下記資料の p 1～7 参照。

◎中国の最近の輸出規制とその関連動向（改訂版）－2024年春以降の動向を中心として（2024.8.5）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240801.pdf>

- 中国の今回の措置により、「信頼できないエンティティリスト」や、「反外国制裁法」の制裁対象でなくとも、米国防衛関連企業向けの中国原産品の輸出が禁止されることになる。他方、これまでは、中国原産品目そのものを米国防衛関連企業に提供することが禁じられるに留まっていたものが、今後はデミニミスルール、外国直接製品ルールに該当する製品を提供することも禁じる動きが出てくる可能性がある。そうなれば、日米欧豪韓等の諸国間の防衛協力に支障が生じる懸念がある。

**■留意点3：両用品の輸出は、米国向けに限らず、個別品目毎に公告が出され許可対象とされてきた。対米向けは「原則不許可」とあるのは、米国の対中半導体規制と同様、民生用途であっても許可しないという含みと思われる。**

- ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬材料関連、黒鉛については、23年夏以降、個別に輸出規制対象化の公告が出され、規制がなされてきた（[こちら](#)を参照。12月1日の輸出管理条例と両用品輸出管理リストの施行に伴い、これら個別品目は同リストに吸収された。）。

○それらは、「規制対象とすることは国際慣例」といった理由で規制されているが、実質的には西側の対中規制に対する対抗措置としての性格が強く、許可の可否については多分に中国当局の裁量次第の面がある。

○今回の規制では、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬材料関連、黒鉛については、対米向けは「原則不許可」との方針が、また黒鉛については厳格審査の方針が、それぞれ示された。

米国向けは「原則不許可」としたのは、米国が 22 年 10 月の第一弾から今回の第三弾に至るまで、半導体製造装置、AI 半導体関連、スパコンの対中輸出規制の際に、民生用途であっても対中向けは禁輸としたことを念頭に、対抗措置としたものと思われる。

以上